

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の
役員の報酬及び通勤手当の額並びにその支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬)

第2条 会長に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬は月額60,000円とし、支給方法は協議会職員の基本給の支給方法の例による。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤の役員に対して、報酬及び通勤手当を支給する。

2 前項の報酬は月額とし、その額は会長が定める。

3 第1項の通勤手当の額は協議会の職員の通勤手当の例により得た額とする。

4 報酬及び通勤手当の支給方法については、それぞれ協議会の職員の給料及び通勤手当の支給方法の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成6年8月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程の一部改正は、平成26年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報酬額（月額）	備 考
常勤役員報酬	368,000円	常勤副会長